

幼児教育・保育の無償化のお知らせ

「保育の必要性の認定」を受けた3歳児から5歳児までの子どもの保育料が、月額40,300円まで無償化

- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもは、月額45,700円まで無償化されます。
- ・給食費、行事費、通園送迎費等は、保護者負担となります。

【対象となる事業】

- ・認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育施設等）
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

無償化の対象となるための要件

- ・「保育の必要性の認定（※）」を受けている方
（※）子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定）があること。
- ・認可保育所・認定こども園等を利用できていない方

「保育の必要性の認定」とは？

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労、②妊娠・出産、③保護者の疾病・障害、④同居または長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学 等の認可保育所の利用と同等の要件

無償化の対象となるための手続

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定＜子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定）＞」の申請が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・就労証明書・保育を必要とする申立書（父・母いずれもの提出が必要）
- ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

書類の配布・提出について（西脇市在住の方）

【配布について】

- ・必要書類は、幼保連携課（西脇市役所 1 階）で配布しています。
また、西脇市のホームページからもダウンロードしていただけます。

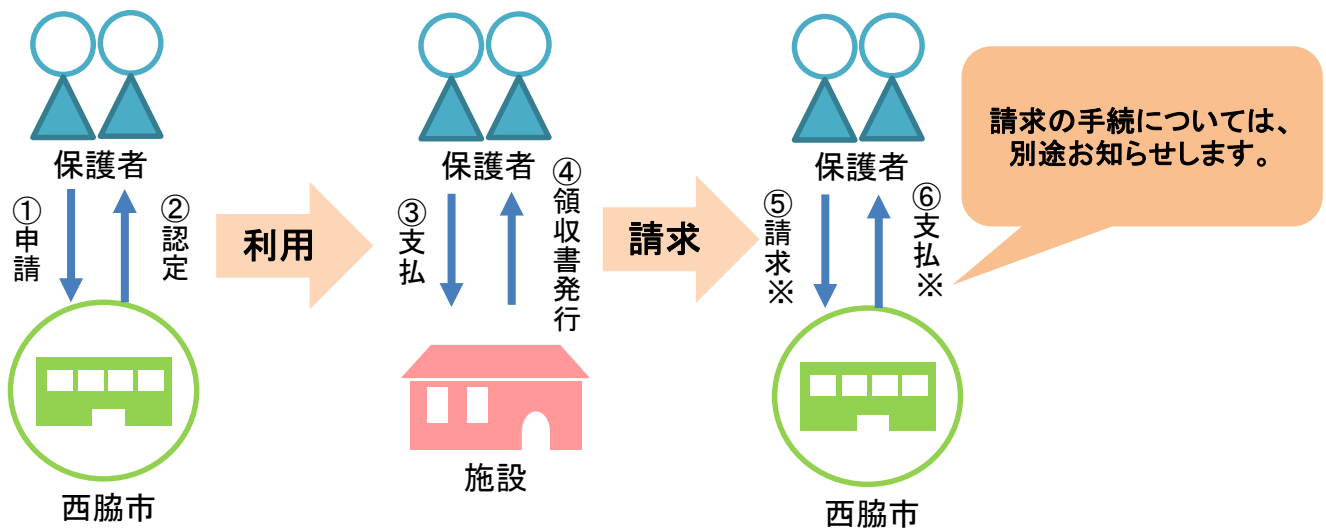
【提出について】

- ・申請書類は、幼保連携課（西脇市役所 1 階）にご提出ください。

※申請書類を利用月の前月中に必ずご提出ください。

施設利用から給付までの流れ

- ・認定を受けた子どもの保育料等は、いったん保護者に負担していただきます。
- ・施設からの領収書をもって、市へ請求していただきます。



※⑤請求、⑥支払について、認可外保育施設等が代理で請求・受領を行う場合があります。
※⑥支払について、月額上限40,300円まで（住民税非課税世帯の0歳児から2歳児は月額上限45,700円まで）となります。

【問合せ先】

無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について
西脇市教育委員会 幼保連携課(ようほれんけいか)
TEL:0795-22-3111(内線1161)

